明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一五）　一

省令

○環境省令第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百十五号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月八日

環境大臣　江田　五月

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の四項を加える。

2　平成二十六年三月三十一日までの間における第二条及び第二条の三の規定の適用については、第二条第一号中「行う者」とあるのは「行う者（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（第二条の三第一号において「特定被災地方公共団体」という。）である市町村から東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第二条の三第一号において同じ。）により特に必要となつた一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、附則第四項第一号イからニまでのいずれにも該当する者を含む。）」と、第二条の三第一号中「行う者」とあるのは「行う者（特定被災地方公共団体である市町村から東日本大震災により特に必要となつた一般廃棄物の処分（再生を含む。）の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分（再生を含む。）を業として行う者であつて、附則第四項第一号イからニまでのいずれにも該当する者を含む。）」とする。

3　令附則第四条の環境省令で定める一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下この項、次項及び第五項において同じ。）は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村の区域内にある避難地における避難住民の日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物以外の一般廃棄物の収集、運搬又は処分とする。

4　令附則第四条の規定により読み替えて適用する令第四条第三号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　受託者が受託業務を委託する者（次号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。

イ　当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ　市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託しようとする者として記載されていること。

二　再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。

三　一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

5　令附則第四条の規定により読み替えて適用する令第四条第四号の環境省令で定める基準は、当該計画に係る一般廃棄物の適正な収集、運搬又は処分が確保されるものであることとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。